

平成31年雇第3号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした再就職手当○円を支給する旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「事業所」という。）を離職し、同月○日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求めた。
- 2 請求人は、○年○月○日、安定所長に離職理由に係る異議を申し立てたが、安定所長は、事業所から事実関係を聴取した上で、離職理由を変更しないこととした。
- 3 安定所長は、○年○月○日、請求人に対し再就職手当○円を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、離職について、雇用保険法（以下「法」という。）第23条第2項第2号に規定する解雇その他の厚生労働省令で定める理由があると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人の離職が、法第23条第2項第2号に規定する解雇その他の厚生労働省令で定める理由によるものであるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1(略)のとおり、事業所から介護職への職種転換を伴う人事異動を口頭で通知され、当該職種転換により賃金が低下すること及び当該職種転換に際して請求人の職業生活の継続のために必要な配慮が行われていないことから、自主的に退職したものであり、特定受給資格者に該当すると主張する。

(2) 請求人が、人事異動の内示又は通知が行われる前に退職願を記入したことは、請求人も認めるところであるが、人事異動の内示又は通知が行われる前であっても、職種転換を伴う人事異動が実質的に決まっており、当該人事異動により賃金が低下すること又は当該人事異動に際して職業生活の継続のために必要な配慮が行われていないことが認められれば、法第23条第2項第2号に規定する解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として、特定受給資格者と判断されるものと解される。

(3) そこで、請求人について、介護職への職種転換を伴う人事異動が実質的に決まっていたと認められるかについて、以下検討する。

ア 請求人は、○年○月○日付けで退職願を記入しているところ、同日時点における請求人の人事異動についての検討状況としては、①C医療機関において、院長、看護部長、事務長及び事務長代理で話し合いを行い、他の施設への異動が検討されていたこと、②事業所の本部が、対象者を特定せずに、各施設の求人状況について確認していることが認められる。

イ ところで、事業所における施設間の人事異動については、対象者を特定した上で異動先施設に確認を行うこと、稟議を作り、異動元施設及び異動先施設双方の了解を得ることが必要であるとされている。

ウ そうすると、請求人が退職願を記入した時点においては、稟議を作成する段階に至っていないことはもちろん、対象者を特定して異動先施設に確認することも行われていない。

エ こうした状況に鑑みると、請求人が他の施設に異動になるか、異動になるとして職種転換を伴うかどうかについては、何ら決まっていなかったものと判断される。

オ また、請求人は、C医療機関の事務長から「介護職で探す。名前も出す。」と言われたことが職種転換を伴う人事異動の通知であるとしているが、イでみたとおり、事業所における施設間の人事異動については、異動元施設の判断のみで行うことはできないため、請求人の主張を採用することはできない。

(3) したがって、請求人について、介護職への職種転換を伴う人事異動は実質的にも決まっていなかったのであるから、職種転換による賃金低下の有無及び職種転換に際しての職業生活の継続のための必要な配慮の有無について検討するまでもなく、当審査会としても、請求人は特定受給資格者に該当しないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。